

## 大阪府監査委員告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年5月27日

大阪府監査委員 大西 寛文  
同 西野 修平  
同 山本 浩二  
同 岸本 佳浩  
同 森田 秀朗

### 委員意見に対する措置

（システム管理・運用業務の標準化について）

監査対象機関名	大阪府総務部（IT推進課）	
監査実施年月日	委員 平成24年8月1日	事務局 平成24年6月19日から平成24年8月3日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>（平成24年度委員意見）</p> <p>情報システムを導入・管理している各課において、多くの場合、障害発生時の対応、登録済みデータの強制修正、データのバックアップやバッチプログラムの運用等、システム管理・運用業務については当該各課が独自の手法で実施するものとされている。当該業務については、担当者異動時の互換性を高める、上席者による管理を容易にする、作業ミスや不正な作業を防止する等の目的から、IT推進課が中心となって、業務を行う際の標準的な実施事項や留意点を明確化するとともに記録フォーム等の活用を図り、可視化を促進する必要がある。</p>	<p>（措置状況）</p> <p>（システムの管理・運用における標準的な実施事項等の明確化）</p> <p>情報システムや端末機等の管理・運用については、平成26年度に既存の要綱類を改訂し、「情報セキュリティに関する基本要綱」や「情報システムの導入に関するガイドライン」を作成した。</p> <p>この中で、情報システム管理者を定め、各種のセキュリティに係る遵守事項を記載するとともに、運用作業に係る作業内容や記録フォームを例示した。</p>

